

- 1 会議名 議会運営委員会  
2 日 時 平成 30 年 11 月 27 日 (火)  
開会 午前 10 時  
閉会 午前 11 時 59 分  
3 場 所 正・副議長応接室  
4 出席議員 (委員長) 堀 巖、(副委員長) 木村冬樹  
(委 員) 鈴木麻住、鬼頭博和、関戸郁文、  
黒川武議長、大野慎治副議長  
5 欠席議員 欠席無し  
6 傍聴者 須藤議員、宮川議員  
7 説明員 議会事務局長 隅田昌輝、同統括主査 寺澤顕  
8 委員長あいさつ  
9 議長あいさつ  
10 協議事項

(1) 議案の上程について

行政課長：資料に基づき説明

資料のとおり、人事案件として諮問 2 件、議案として条例の新規制定 2 件、一部改正 4 件、補正予算 6 件、指定管理者の指定 3 件、道路線の廃止又は認定が 2 件と確認した。

(2) 会期の確認について

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

議会事務局統括主査：確認であるが、委員会代表質問及び一般質問を一つの日程としているが、日程第 1、第 2 と分けるべきと考えたがどうか。

堀委員長：日程第 1 に委員会代表質問、第 2 に一般質問とすることに決する。

また、全員協議会の開催を 12 月 19 日午前 10 時と決した。

(3) 議案精読時間について

10 分間と決した。

(4) 委員会代表質問及び一般質問発言順序について

委員会代表質問の順は、総務・産業建設常任委員会、次いで厚生・文教常任委員会の順で行うことに決した。

一般質問は委員会代表質問後の初日に 3 人、2 日目に 5 人、3 日目に 4 人と決した。初日は鈴木議員、大野議員、須藤議員の順に、2 日目は木村議員、関戸議員、伊藤議員、堀議員、梅村議員の順に、3 日目は相原議員、塚本議員、宮川議員、榎谷議員の順にそれぞれ決した。

委員会代表質問（申合せ事項）に関し資料を基に協議した。次のとおり 4

か所訂正することとした。

- ・ 2項目目の「委員会に所属する」を「常任委員会に所属する」に改める。
- ・ 3項目目の「委員会全委員」を「委員会」に改める。
- ・ 5項目目の「質問は壇上で」を「質問は、登壇して」に改める。
- ・ 新たに「委員会代表質問は、総務・産業建設常任委員会、厚生・文教常任委員会、財務常任委員会の順に行うものとする。」を加える。

#### (5) 請願・陳情の取扱いについて

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

本日時点で12月定例会に取扱うべき請願は提出されていないが、陳情は5件提出されている。

堀委員長：現時点で請願の提出について3件と聞いている。今後初日までに提出されると思われる。

#### (6) 市議会サポーターについて

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

「市議会サポーターの声」様式について、枠内の回答が必要な場合の確認は、欄外の岩倉市議会あて先の上に記述し、枠内は項目分類のみと決した。  
大野副議長：サポーターのご意見で、議会運営等の議会に関すること以外の執行機関への要望が提出されている。一度いずれかの場で徹底しなくてはならないと考える。

各委員：同感である。

堀委員長：サポーターのご意見については、また場を設けて周知していきたい。

#### (7) 新年度予算（議会関連分）について

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

市議会だよりの広報いわくら同時配布に係る委託料を次年度以降は議会予算として計上することに決した。

#### (8) その他

議場映像・音響システム機器について

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

議場内に新たにディスプレイを2台設置すること、議場内の3台のカメラを更新すること、一般質問時のプレゼン用資料（パソコン、タブレット等による資料）をディスプレイに映し出すための映像入力コンセントの設置、傍聴席壁面へスピーカーを2台設置したことを説明する。一般質問時の残時間は議場西側壁面ディスプレイに5分前に表示することに、パソコン等の資料は議場北側壁面ディスプレイに表示することに決した。

## 1 1 その他

関戸委員：先日、写真が皆さんに送付された件についての発言をさせていただきたいのですが、この場よろしいですか。

(良いとの声)

関戸委員：それでは、写真についての説明をさせていただきます。

写真の内容ですが、平成28年4月のことをごさいますて、花見会に私と県議員が川井町の役員の方から花見会のお誘いを受けました。私は初めてお誘いを受けたのですが、県議員は毎年お誘いを受けているという状況です。毎年、会費を受け取ってもらえないという状況であったので、会費として、例年、酒1升、1,200円相当になるんですが、持っていくという通例があるということを県議員から説明されまして、持参し、会費として納めさせていただきました。その際ですね、私の方と県議員が一緒だったんですが、掲示は絶対しないようお願いしました。ちょっと何の間違いか、役員が気を使ったのかわかりませんが、平成28年だけ掲示されたということのようです。その後、1週間ぐらい後だったと記憶していますが、江南警察から連絡があり、3人の警察の方、刑事の方と課長さんと部長さんだったと思いますが、いらっしゃいました。内容はですね、掲示されていることが写っている写真を江南警察署に持ち込まれた方がいらっしゃいまして、その内容について、確認に来ましたということをごさいます。特に取り調べとか、尋問とか、そういうことではなくて、一般的な雑談のような感じでありました。それで、先ほど申しあげたように、会費としてお渡ししたことなどをお伝えしたところ、刑事の方が、お食事をいただいたり、お酒をいただいたりするということに手ぶらではいけませんよねという反応でした。その後、それは本当に短い時間だったんですけど、今回とは全く別のお話を1時間ぐらいさせていただきまして、帰られました。その話は全然別のお話なので、今回は触れません。当然ですが、僕がお会いした後、県議員の方にも同じ話をされたということで、28年度当時の状況は、そういうような説明になります。

補足としてですが、県議会事務局の方にもこの同じような内容の手紙が届いています。県議員に確認したところ、同じような説明をして、事務局には、同じような説明をしたと。で、県議会事務局の取扱いは、差出人不明ということもあり、何のアクションも取らないということのようです。以上が説明になります。

堀委員長：この件について、何かございましたらよろしくお願いたします。

須藤議員：これ、なんか切り出し方がちょっと、あまりよくわからなかった

のだけれど、4 その他 で関戸さんが発言して、この会議要旨のことになったのだけれど、普通って、議長がこの間、議会基本条例推進協議会で議会運営委員会ですって、議長からのあれでやらないといけなかったのではないの。何が始まるのかなと思って、私は、はあとと思って聞いていたんだけど、何について話し合うのかが、ちょっと最初わからなかった。これは、ちゃんと議長からの発言でやらないといけないのではないですか。会議要旨について話をしますと。関戸さんが述べるのはいいですよ、関戸さんが述べたのも誰かに言われて最初にやるとなったのですか。

関戸委員：今、発言の機会をいただいたということです。

須藤議員：打ち合わせがしてあったということですか。

関戸委員：打ち合わせ・・・まあ、打ち合わせと言いますか、はい。

須藤議員：4 その他 で何をやるのかということと言わないと委員長もいけなんでしょう。

堀委員長：4 その他 で関戸議員から発言の申出があったので応えただけです。それでいいと思えますけれど。特に最初から議題として挙がっていたような、いないような、この前の全員協議会の中では、議会運営委員会という議長の発言はあったけれど、議題としては挙げないということでは調整していたので。

関戸委員：枠としてなかったものですから、発言の機会が必要だと思いましたので、事実を説明できたということです。

木村副委員長：ちょっと聞いていい。4月で、警察がその後に来たんだね。

28年で。それで、公職選挙法との関係では、何か説明がないんですか。

関戸委員：全くありませんでした。

木村副委員長：手ぶらではいけないよねみたいな話を警察からされたんですか。

関戸委員：結局、その、最初にも申しあげましたけれども雑談の感じだったんですよ。取り調べの感じでは全然なくて。あまり関係ない話なので申し訳ありませんが、そちらのことが聞きたかったのではないかと思います。たまたまそういう方があったので、話に来たというふうに感じています。

木村副委員長：関戸さんは、公職選挙法にこのことは抵触するというふうに前の3月議会の一般質問で当時の奥村総務部長が答えていると思うけれど、なぜ、それなのにそれに従ったの。

関戸委員：会費ということでお持ちすることは、問題はないというふうに判断しました。

鈴木委員：なんの会費ですか。

関戸委員：その会で飲食が提供されますので、その分ということです。チケット制だったと思うのですけれども、その後30年の時は、この事件があったもんですから、購入することができたもんですから、購入して、購入するというとおかしいのですけれども会費としてお渡するような形になりました。

鈴木委員：ということは、お酒を持っていても全然問題ない、会費ということであれば、問題ないという考え方をしているということですか。

関戸委員：そういうことです。

鈴木委員：それは寄附行為ではないと。

関戸委員：ないと。はい。もちろん警察に確認したわけではないですよ。

木村副委員長：関戸さんが一般質問した時に、お祭りのお祝いは寄附行為に当たるといふふうに、罰則を伴う寄附行為に当たるといふふうに答弁しとるんだわ。総務部長が。それなのに、なぜしたのかといふふうに僕は思う。直前にそういうことを聞いておいて、なぜそのようなふうにしてしまうのかなど。もっともっと警戒しないといけない、注意しないといけないし、慎重でなければいけない。議員であればね。

鈴木委員：重要なのは、寄附行為という認識を持っていたのか持っていないのか。今、持っているのか持っていないのかが重要だと僕は思うんだけど、寄附行為にはなると思ってみえますか。

関戸委員：思っていないです。

鈴木委員：思っていないわけですね。

関戸委員：そうです。

鈴木委員：あくまで会費で、なんで次から持っていかないの。29年。

関戸委員：もちろんその・・・

鈴木委員：持っていっているの。

木村副委員長：その分がチケット制になったのはいつからなの。

堀委員長：違う、違う。29、30も持っていっているでしょ。

関戸委員：はい。えっと、あのう。お酒、持っていっていないです。僕自身は、29年どうしていたか、ちょっと失念してしまっているんですけど、30年は会費として、チケットを購入しました。

堀委員長：ちょっと証言と食い違っているな。川井町の住民の人からは、29も30も同じように持っていっているという話を聞いているんですけど。実際。今の記憶だと、30は持っていっていないと。

関戸委員：持っていっていないですよ。29も持っていっていないはずですよ。ちょっと他人の話になってしまって申し訳ないのですけれど、県会議

員は持っていると言っていました。

堀委員長：一緒に行っていないんですか。

関戸委員：一緒には行ってないです。この年だけ一緒に行っています。28年。

鈴木委員：私たちも行っているんですよ。呼ばれて。花見会。他の創政会の人たちも行ってたし、我々3人、当時の志政クラブも行ってました。で、我々は、今言ったようにチケットがあるので、チケットを買って、それでいろいろなものを買ってというのがあそこのルールなんですね。それで、お酒を持ってこいとも言われませんし、お酒はちゃんとあそこでは飲み放題で出されているんですよ。勝手に飲んでという形で。だから、普通、お酒を持っていくというのは公職選挙法でいう寄附行為に当たるというふうに規定してあるので、会費というわけには……。会費があれば会費でいいんだろうけど。

木村副委員長：チケット制は、当時からの。平成28年当時もチケット制はあったわけなの。

須藤議員：私も一緒に行っていたんですけど、28年は先ほど言われたように県会議員と関戸さんがお酒を持っていったと。その時は会費を取られなかったんですよ。チケットを買うといってもいいということ。で、2人は会費として持っていったんです。今年からチケットを売ってもらうことになったんですよ。それで飲食したというふうに県会議員から聞いておりますが。私も一緒でしたから。取らなかったということです。最初は。

木村副委員長：取らなかったというのは、受け取らないということ。

須藤議員：受け取らない。だから、会費として。

鈴木委員：私たちは、チケットを買って、色んなものを買って食べていましたから、28年。ちゃんと買って、色んなもの、焼きそばとか買って、豚汁とか。

須藤議員：翌年からしていますよ。私たちも。させてもらいました。

鈴木委員：何よりかというか、まあ、なんで28年の4月に公職選挙法について、なんで確認されたのかなあとよくわからないのだけれど、一般質問で。それで、寄附行為のことについて、市と質疑されて、答弁されているわけだから、みんな気を付けようねという認識は持ったと思うんですね。その質疑をしている関戸議員が、持って行って、これが寄附行為に当たらないという認識を今持っているということ自体が、ちょっと私は今、理解できないけれど、そこはどうなの。

木村副委員長：当時からチケット制があつてね、チケットを買わせてくれないといつても買わないかんわ。それは。というのが僕の見解だけれど。

鈴木委員：チケットどころではなくて、持っていくこと自体が・・・

木村副委員長：だから、持っていつてはいかんよ。持っていかずにチケットを買つて、飲食をすればいい。それが会費という性格のものになると思うし、お祭り等のお祝いということに寄附行為として禁止されている行為でそれに当たつてっちゃうよ。やっぱりね。お酒は。

さっきも、28年、そういうふうにあつたもんだから29年からチケットを買うようにしたということであれば、28年度のことはやっぱり問題があつたんだつて。

関戸委員：というか、役員の方から単純に謝罪があつたもんですから、その28年のことに対してね。役員の方から購入していただけることを言つてくれたので、購入することができたと僕は認識しています。

当時の僕の状況から言いますと、とても受け取ってもらえるような状況ではありませんでした。招待を受けていましたので。

大野副議長：僕たちもだよ。一緒だよ。

堀委員長：一緒だね。

大野副議長：僕たちは受け取つてくれたよ。

木村副委員長：2つの会派だけ招待を受けたわけだな。

堀委員：俺、受けとらん。まあいいや、その話は。

木村副委員長：別にひがむわけじゃないけど。

鈴木委員：招待じゃないですよ。遊びにおいでつていう程度の。

堀委員長：一般市民の人の認識の薄さを責めることはできないですよ。たぶんわかつていないからそういうふうになってしまうので。やっぱり議員として、一般常識としてね、これはまずいということは思わないといけないな。

鈴木委員：この写真は、「寄贈」と書いてあるんだよね。

堀委員長：役員としては、寄贈として看板上げたことは申しわけないという気持ちがあつたからという話なんだよね。

関戸委員：謝罪にみえました。

堀委員長：謝罪の意味は、掲げちゃつたのは申し訳ないと。

木村副委員長：だから、こういうふうに出すことが問題じゃないんだわね。

渡すことはやっぱり問題。関戸議員の認識が、会費として渡したといつてもやっぱり問題だつて、議員としては。僕はそう思うよ。そう思うし、正確な解釈は選挙管理委員なりがしてもらわないといかんと思うけれどね。

堀委員長：いや、選挙管理委員会のことは、僕は元選管だけど。

木村副委員長：そこの解釈はしないか。

堀委員長：しないけど。

木村副委員長：警察か。

堀委員長：過去の事例からしたり、県選管や、どこの選管が作っているパンフレットやホームページを見てもお祭りにお酒を持って行ってはいかんと書いてあるわけだから、見解の相違の余地はないです。

木村副委員長：だから、今でもそういう会費としてお酒をお祭り等に持っていくことはよしというふうに考えていることは改めてもらったほうがいいというふうに思うよ。僕は。

須藤議員：お祭りなんかで会費というか、お酒とか持って行ってはいかんと言われるけど、よく山車の地域なんかそういうことありますよね。

木村副委員長：議員は出していないよ。そんなの。

堀委員長：具体的に言ってください。

須藤議員：上（本町）なんかは一律 5,000 円で会費として出せということで決まっているらしいですよ。お祭りなんかは。氏子の行事ですね要は。神社の行事。氏子の仕事の。そういう神社の行事に・・・

関戸委員：玉串料として、前からの新溝神社の取り決めなんですけれども、当時議員だった横江議員が、こういうルールでということで、高桑議員が最初に当選されたときに話し合いをさせていただいて玉串料ということで 5,000 円ずつをお支払いすることで合意されたというふうに聞いています。その後のお酒だなんだという話もちろんあったんですけれども、ちょっと皆さんがどういうふうにされているのかわかりませんが、たぶん大野議員も鈴木議員も 5,000 円ずつ出されているというふうに思っています。実は新嘗祭があったのですよ。24日の日に。僕も招待されていたので行きました。最初にこの件があったんでためらったんですね、出すことを。それで、会の方にお尋ねしたら皆さん出されていますよということを確認できたので、出させていただいたという経緯でございます。ですので、色々な会費という考え方があって、否定されましたけれども、新溝神社においては、そういうような形。あるいは山車、僕、山車保存会に入っていますけれども、それもそういうような形でさせていただいています。

堀委員長：玉串料と酒の話はちょっと違ってね。例えば、冠婚葬祭で常識の範囲内で持っていくこととかね。それは一定認められているし、玉串料についてもそういう、例えば自分が、出席してという話で、常識的な範囲内のところで。お酒というのは、過去、たぶん裁判事例でもあるよね、停職



になっている事例とか、公民権停止みたいな。あるはずですよ。だから、お酒を配りだしたら、本当に全部不利になってしまう。会費を受け取らないという理由をもって、お酒でそれを賄うことがオッケーだと言ったらとんでもないことになるので、それは絶対ダメだということも含めて、過去の裁判事例なんかでは、一応、法的には罰金 50 万円以下とかあるけれど、公民権停止とかいう判断が下された事例もあるので、ちょっと違うと思う。冠婚葬祭とか宗教的な行事は。

須藤議員：神社の行事なんかはお酒をお供えしますよね。

堀委員長：それを寄附として持っていくという行為。

関戸委員：寄附じゃないですよ。全然。

堀委員長：寄附でしょ。

関戸委員：寄附じゃないですよ。会費ですから。あくまで。

堀委員長：みんながやっているからという議論と、ちょっとごちゃごちゃにするとよくないと思う。

木村副委員長：僕も下本町の梶方に入ったけれど、玉串料だとかそういうのは納めていないよ。僕は。会費として、1年間の活動費としての会費は、会費だからね、3,000 円出す。だけど、その寄附という形になる、神社に対して寄附になるものについては、僕の名前では絶対出してないからね。

関戸委員：木村さんはそうかもしれませんが・・・

木村副委員長：それぐらい慎重にやらなければいけないということを議員は、公職者は。そういうふうに思っているよ僕は。そのギリギリのところで済ますというの何かやはりちょっとよくないというふうに思う。全体としてね。

須藤議員：今日、関戸さんだけ。その分、説明をするのは。もう1人、伊藤さんも書かれていたけれど。

堀委員長：伊藤さんも呼んだつもりだったのだけれど来ていない。

大野副議長：伊藤議員のは、何も証拠も何もないので、もともと聞く必要性はない。

須藤議員：でも書いてあるじゃないですか。はがきに。それはおかしいでしょう。関戸さんだけでは。2人書いてあるんだから。でも、なんで副議長がそれを答えるの。

大野副議長：須藤さんがそうやって答えたから、傍聴者が答えていいんだったら僕だって答えていいですよ。

堀委員長：改めて事実確認をする機会は設けたいというふうに思いますけども。

関戸委員：県会議員の話が出ていますので、県会議員はぜひ意見を述べたいと。そういう機会を与えてほしいということが、たぶん市長の方にも届いていると思いますけれども、そういう機会もぜひ聞いてもらいたいのかなという感じはします。全員なのかはわかりませんが、疑念をお持ちの方ってということかもしれませんけれども。

木村副委員長：それは対応してもらえばいいと思うけれど。何か問題がすっきりとしないなあ。ある時は罰せられて、ある時は罰せられないというね。法律として何か問題だなあ。

鈴木委員：神社の話とかは、グレーな部分があるんですよ。山車もそうだし、会費として納めている、あるいはお賽銭としてだしているんだよ、神社だからというそういう解釈もできるし、これとはやっぱり分けて話していかないと全部ぐちゃぐちゃになってしまうので。これはこれで。伊藤さんの件は、伊藤さんという形で話をしていかないと。県会議員の件は、県会でやってもらえばいいのではないのか。

須藤議員：県はお咎めなしだって。もう2年前に済んでいるからと、警察の方とも。

鈴木委員：それは警察の話ですね。

須藤議員：議場で処分を受けていないですよ。その時。だから、それでももう終わりでしょう。2年前に。

鈴木委員：それはちょっとわからないけれど、県議会でどう扱われたのか・・・

木村副委員長：言い方が、お咎めなしだからいいでしょうと、こういうふうな問題ではないんだわ。公職選挙法は。僕はそう思う。申し訳ないけれど。

公職選挙法は、やはり、公職者が襟を正して何かやらないといけない時に、これは選挙違反にならないかということ、関戸さんも聞いたけど、一回一回選挙管理委員会に確認をして、行為をするというふうにしなないと。お咎めなしだったからいいでしょうというふうな姿勢でいると危ないよということ。

須藤議員：そういう姿勢ではいけません。だけど、このはがきだって差出人の名前のない怪文書についてですよ。こんな、議会でごちゃごちゃ話するんですか。

木村副委員長：写真があったからね。それはね。その辺で少し、取り上げたけれど。僕はね。

須藤議員：でも、2年前に警察ももう来ているのですよ。2人のところに。

木村副委員長：そんなの知らなかったもの。初めて聞いたもの。

須藤議員：それをぶり返すようにして、こうやって、誰かは知らないけれど

はがきを出して、それも差出人の名前もない。すごく失礼だと思いますよ。

差出人の名前ぐらい書いてやらないと調査する必要はないと思いますよ。

木村副委員長：難しいんだわね。要するに、公益的通報みたいなことまで考えると、その人たちの、情報提供者の権利も守らないといけないわけじゃん。だから、差出人が分からない、不明だからもうこんなものを扱う必要はないんだというふうな対応だけではだめだと思うよ。僕は。

堀委員長：公益通報制度は・・・

木村副委員長：で、やっぱり一定、写真があってというところだもんだから、そこはやっぱりそこできちんと調査する必要があるなあとは僕は判断したもんで。

須藤議員：調査するのは議会じゃなくて警察の方だと思いません。

堀委員長：ちょっと口頭で言うのやめてくれん。今、どういう状態になっとなるかわからんけど、委員外発言はやっぱりきちんと議事録に残るので、口頭で言い合いというのは。

須藤議員：口頭でいいんじゃないですか。

堀委員長：それぞれちょっと手を挙げて、切って、発言して、聞いてするというふうにしてください。

木村副委員長：今回のこのことは、やっぱり、公職選挙法に照らしてどうかというところの判断は、議会ではなかなか難しいでしょう。だから、その他の機関に委ねるといことになろうかと思うんだけど、だけどやっぱり公職者としては、公職選挙法を常に意識して、ある言動をする場合は、やっぱり疑念がある場合は必ずね、問い合わせて行動するというふうにしなないといけないんじゃないかなというふうに私は思いますので、ちょっと軽率な行動ではなかったかなというふうに私としては思います。

須藤議員：はい。議長。

堀委員長：他の委員いいですか。

鈴木委員：私も一緒に、認識をしているはずなんですよ。前の、一般質問でやってるから、3月の。そこを今、認識してないっておっしゃられるのが、これは会費だから、公職選挙法、寄附行為ではない、公職選挙法には当たらない、抵触しないという認識がちょっと私には理解できない。

鬼頭委員：お酒を持っていったっていうことは事実ですけども、関戸さんは会費として持ってったと、その時、というふうに言ってみえますので、そこまで、なんていうのかなあ、追及するべきものではないんじゃないかなあというふうに思いますが。

堀委員長：それは、全く、考え方としては不適切だと思います。つまり、な

ぜ公職選挙法がお酒を具体的に例示を示してね、選管としてもやってるかっていうと、会費を払っても、それは他にひけらかされないじゃないですか。で、寄附行為っていうのは、それが寄附されたことによってほかにいた人が、あの議員からとかね、あの方から寄附をいただいてみんなにお披露目をして、貢献したと、みんな喜ぶわけですよ、寄附すると。一般市民の方は。会費を払ったって誰も喜ばないわけですよ。それは当たり前だから。そこに大きな違いがあるから、公職選挙法がそういうふうに規定しているわけです。ただ、そこは、自分の意識として会費だからいいだろうと持っていても、全く性質の違うものになってしまう。というところは、やっぱり、まあ、まだ新しいかもしれませんが、きちんと分けて考えられたほうがいいと思います。

だから、市民の主権者教育っていうのもまだ足りないと思っていて、川井町の役員の方が、今どういう認識でおられるかわかりませんが、関戸さんに謝罪をしてきたこと自体が、さっきの筋が違うという話ね、違うところで謝罪をしている。ほとんどの一般市民の方もそうだと思います。寄附受けりゃうれしい。求めてはいけないというふうになってるけど、それさえもなんか薄れてきちゃって、前は公職選挙法のことをシリーズになって広報とかね、やったこともあるけども、それが最近ないんじゃないのかなあという気がしますし、ここの対応自体は、議会といても議会だよりとかできちっと載せてくってということが必要なのかなっていうふうには思いますね。

須藤議員：やっぱり、議員としてね、公職選挙法に接する、触れるっていうことは関戸さんも分かっていると思うんですよ。だけど、会費と飲食だから、お食事が出るもんだから会費として持ってったという関戸さんの認識だと思うんですね。だから、公職選挙法に触れるっていうことはわかっているとだと思いますよ。やはり、そういうことはね。会費として、出したという認識しかないんですよ。だけど、こういうことってやっぱりほかにも皆さん経験はあると思うんですよ。だから、そういうのをちゃんと取り決めるとかね、議会でそういうこと言われるのであれば、会費ではいけない。神社なんかに収めるのは、玉串料で、寄附行為に当たるっていうことだとするのであれば、そういうことをやっぱり、ちゃんと一律に議会で決めたほうがいいんじゃないかなっていう気がしますね。ただ、区長さんたちも公職選挙法に寄附行為が触れるということがわからない方もみえると思います。だけど、やっぱり飲食を、食事が出るっていうことになると手ぶらではやっぱりいけないということもありますから、やっぱり食事が出るん

だったら会費で出すとか、決められたほうがいいんじゃないかなと思います。そこまで言われるのであればね。寄附行為は公職選挙法に反するという事で言われるのであれば。だけど当初の判断は白ですよ。警察ですからね。

木村副委員長：取り締まるのはその通りです。寄附行為は、全てのことが寄附行為なんです。議員が、市内に居住する人や団体に対していかなる提供、会費として提供するだとかね、香典だとか、結婚式のお祝いまで寄附行為なんです、これ。ただ、本人が出た場合に、出席してやってる場合は罰則は規定しません、適応しませんということなんだよね。それぐらい厳しいんですよ、寄附行為ってというのは。だから、そういう認識を常に持たなきゃいけないよっていうことを僕は言いたくて、やっぱりこのことで、疑念に思うような市民が出てくるっていうのは、岩倉市議会に対してそういう目が出てくるわけですよ。だから、そういうふうなことのないようにももっともっと気を引き締めなきゃいけないなと思いますし、判断は全部、僕は、警察及び選挙管理委員会というところに委ねざるを得ませんが、議会としては、やっぱりそういう心構えで常にいましょうよ、みんな、ということが言いたい。

須藤議員：それはいいと思いますよ。そういう気持ちでやっぱりいると思いますよ。だけど、やっぱり常識的なお付き合い・・・

木村副委員長：そこは、微妙なんだよね。微妙だけど、それはやっぱり確認しながらやっていきましょうよ。それはね。会費って言ってもなかなか難しいもんね。どういうふうに使われとるかによってさ。寄附みたいな取扱いになつとる時もあるからね。だから、過去がどうだとか、みんなやるからじゃなくて、みんなちょっと改めましょうよっていうことが言いたい。そういうことです。

大野副議長：謝罪ではないということね。今の発言はね。

堀委員長：今でも悪いと思ってないっていうことだから・・・

鈴木委員：・・・話で、じゃあこれどうするかっていう話だよ。

木村副委員長：自分が出席した会費だという名目でお酒を出したという見解だもんで、それがどう扱われるのかはちょっとわからないけど。

堀委員長：須藤さんの委員外発言について、ちょっと認識を改めていただきたいんですけど、っていうか共通認識を持ちたいっていうのかなあ。前もそうだったけど、それが罪かどうかっていうのは、裁判とかね、司法が決めることなんです。議会っていうのはそれを決めることではないっていうのは、まあわかってますよね。で、だからといって、この問題を議会とし

て扱わないということは違うんです。議会っていうのは、道徳的、議会基本条例に基づいて、行為がね、道徳的にどうなのかどうなのか、倫理としてどうなのかどうなのかっていうところで政治倫理審査委員会があったり、いろんな規定があるわけですよ。自治法の中にも。そこをたぶん勘違いされていると思うの。さっき警察がスルーしたからいいとかね、そういう考え方になっちゃってるというのは、その勘違いがあると思うんです。で、愛知県議会がどう判断してるのかっていうのはまた別問題。県には自治基本条例もないし。ないですよ。だから、県議会がそうだったからここもそうだっていう横並びの方式に取る必要は全くないわけで、うちうちの議会としてどうあるべきかっていうのをそれぞれの機関で判断すればいい。

須藤議員：議会で何をやるんですか。何をやるの。だから、議会で話し合ってます。

堀委員長：だから、この扱いについて、どういうふうな運営にしていこうかっていうことを、対市民に対して、どういう説明責任があるかっていうことを考えないといけないと思います。

須藤議員：誰に説明するんですか。

堀委員長：市民。

須藤議員：市民って誰ですか。

堀委員長：一般市民です。

須藤議員：どういうふうに周知するんですか。それは。

堀委員長：周知するっていうか・・・

須藤議員：周知するの。

(同時に発言者するもの多数)

堀委員長：怪文書っていう認識も間違ってる。これは公益通報の保護法の観点からすると、匿名だからまずいっていう話じゃないんですよ。その匿名の方は保護されるべき立場にあるわけですよ。非難しちゃ絶対ダメですよ。その匿名の人を。そこも認識間違ってますよ。

木村副委員長：県議会事務局の認識が私たちはおかしいというふうに思っています。県議会事務局がそう判断したんだから、その匿名のやつは扱わなくていいというふうには判断しないということ。

大野副議長：一点間違いですけど、県議会事務局は判断するところじゃないから。

(同時に発言者するもの多数)

堀委員長：たぶん隣にいる宮川さんはわかってみえると思いますし、理解してみえると思いますので。

木村副委員長：ちょっと委員長、時間がもうあれだもんで。この取り扱いを、さっきの全員協議会での話もあったように、議運だけでやるとちょっと狭いっていか、もう少しよその意見を聞きながら、どういうふうに議会がね、これから正しく公職選挙法を理解して言動を行っていくかっていうのを認識を一致させる必要があると思うもんだから、そういうふうな場で、例えば、議会基本条例推進協議会なのか、全員協議会なのか、どちらかになってくる。全員だということならばね。それでやってったらどうですか。

黒川議長：今日はいろいろとご議論いただきましてありがとうございます。なかなかこれは、取り扱いっていうのはね、やっぱり難しいかなど。見方、考え方によってはですね、ずいぶん考え方の隔たりはあるにしても、私たちは公職者として、普段からですね、自分たちの言動っていうのは、皆さん注意して行っているだろうと思うんですね。それは、気軽な場であっても、ひとこと言ったことが、それはやっぱり命取りになりかねない。これはもうあまたあるんです。そういう事例は。で、やっぱりこういう神社の関係とか、出席の場っていうのは私たち自身はやっぱり、ある意味自覚しながら望まなきゃいけない。かといって、お付き合いの中でですね、じゃあどこまで許されるのかっていう、その一線の引き方っていうのはなかなかやっぱり難しいところがある。最終的には、議員の常識でもってしなければいけない。しかし、その常識がやっぱり世間から遠い場合もあるっていう事なんです。だから、私たちは絶えず説明責任を果たさなければいけない。それで政治倫理条例の中の議員の責務の第5項に政治倫理違反として、政治的または道義的批判を受けた時はその原因を解明し、その責任を負うということがありますので、まさに尽きるだろうと思う。ただ、その認識が皆さん一緒でないところがですね、やっぱりいかなのかなど思いつつも、今回の事案をですね、我々も教訓にすべきだろうなあと、そういったご意見をいただきましたので、またしかるべき時にですね、全体の場でこのことを議論できるように持っていきたいなあと思っていますので、なかなか場の設定が難しいかもしれませんので、それについては、また宮川会長さんとも相談しながら全体で話し合える場をひとつまた設けさせていただくというところで今日のところはお願いしたいと思います。

木村副委員長：ちょっと休憩をしていただいていい。

堀委員長：はい。休憩します。

(休憩中)

堀委員長：休憩を閉じ、再開いたします。以上、4 その他 を終わらせていただいてよろしいでしょうか。

(はい。との声)

堀委員長：本日の議題は全て終了したので議会運営委員会を終了いたします。